

Q6-9 休暇請求に関する規定を説明してください。

年次有給休暇以外の休暇は労働基準法、男女就業平等法、労働者休暇規則などにより、以下のように定められています。

種類	休暇理由	上限日数	賃金等支給
公的休暇	会社の指示による業務、トレーニング、兵役、公民権の行使、もしくはその他法規命令により付与される場合	実日数	通常賃金水準による支給
結婚休暇	労働者本人の結婚の場合	8日	通常賃金水準による支給
公的傷病休暇	労働者が労働災害により、後遺症、傷害または疾病のため、治療または休養が必要な場合	業務ができない実日数	通常賃金水準による支給
自己都合休暇	労働者が自ら処理しなければならない事情がある場合	14日	無給
ファミリーケア休暇	労働者の家族が予防接種、重大な疾病、その他の重大な事故により、労働者自らが付き添わなければならない場合	7日 (取得した日数は自己都合休暇の日数計算に加える)	無給
普通傷病休暇	労働者が労働災害以外の一般的な傷害、疾病または健康上の理由で治療または休養が必要な場合	1 入院しない場合:1年間で合計30日	1年間で30日以下は賃金の半額を支給し、労働者保険普通傷病給付が賃金の半額未満の場合は、雇用者が補填しなくてはならない
		2 入院する場合:2年間で合計1年	
3 入院する場合と入院しない場合の傷病休暇をあわせて取得する場合:2年間で合計1年			
	癌の外来治療または妊娠中の安静休養の期間	上記②の日数計算に加える。	
生理休暇	女性労働者が生理により業務が困難な場合	1か月に1日 (年間3日を超える日数は普通疾病休暇の日数計算に加える)	普通傷病休暇の規定に基づく
忌引休暇	父母、養父母、継父母または配偶者を亡くした者	8日	通常賃金水準による支給
	祖父母、子供または配偶者の父母、配偶者の	6日	

	養父母もしくは継父母を亡くした者		
	曾祖父母、兄弟姉妹または配偶者の祖父母を亡くした者	3日	
出産・付添休暇等	出産前後の女性労働者	8週	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出産休暇期間は暦日で連続計算</li> <li>2. 出産および妊娠3か月以上で流産した場合、通常通りの賃金支給。ただし、勤務年数が6か月未満の従業員については、半額支給</li> <li>3. 3か月未満の流産の場合は無給</li> </ol>
	妊娠3か月以上で流産した者	4週	
	妊娠2か月以上3か月未満で流産した者	1週	
	妊娠2か月未満で流産した者	5日	
	妊婦検診	妊娠期間に5日	通常賃金水準による支給
	労働者が配偶者の出産に付き添う場合	5日	通常賃金水準による支給
	育児休暇	勤務満6か月後、子女が3歳に達する日までに最大2年	無給